

山鹿市児童館運営等検討小委員会規程を次のように定める。

令和元年7月2日

山鹿市子ども・子育て会議会長 伊藤 良高

山鹿市児童館運営等検討小委員会規程(案)

(設置)

第1条 山鹿市立児童館条例(平成17年1月15日条例第127号)第15条に基づき、児童館の運営等に関する意見を聴取するため、山鹿市子ども・子育て会議に山鹿市児童館運営等検討小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 小委員会の所掌事務は、山鹿市立児童館条例施行規則第5条に規定する事項とする。

(組織)

第3条 小委員会は、次の者をもって充てる。

- (1) 山鹿市子ども・子育て会議会長
- (2) 山鹿地区保護司会の代表
- (3) 児童委員の代表
- (4) 小中学校校長
- (5) 社会福祉協議会の職員

(会議)

第4条 小委員会は、必要に応じて山鹿市子ども・子育て会議会長が召集し、会議の議長となる。

2 小委員会の会議は、原則として非公開とする。

3 山鹿市子ども・子育て会議会長は、必要があると認めるときは、小委員会以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、山鹿市教育委員会事務局教育部子ども課において処理する。

附 則

この規程は、令和元年7月2日から施行する。